

[事案 2022-221] 解約取消請求

・令和5年9月6日 裁定終了

<事案の概要>

解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年6月に申立外契約の解約手続を行ったところ、平成28年1月に契約した生存給付保険が解約になってしまったので、解約を取り消してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)解約手続請求書は、申立人に直接郵送された書類を使用しており、請求書と返信用封筒の署名からも、申立人自らが解約手続を行ったものとする。
- (2)解約手続書類送付時に、「解約のお申出を承ると自動的に保険料の口座振替を停止いたします」「解約手続請求書を当社へ提出しない場合は、必ず・・・口座振替再開のお手続を行ってください」との記載のある注意事項を同封している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約手続当時の状況や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、解約の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。